家計支持者について

家計支持者とは

アジア国際支援財団の奨学金制度における家計支持者とは、申込者本人の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。

以下に各事例における家計支持者を挙げましたので、「家計支持者に係る Q&A」と併せてご覧ください。

留意点

・給付奨学金申込の手続きにおいて、所得を申告する必要があります。
・各事例における家計支持者は、民法上の扶養義務や税制上の扶養控除対象者、
その他の教育・福祉関連の制度における家計支持者の考え方と必ずしも一致しません。

各事例における家計支持者

（1）父母（2 名）を家計支持者とするケース

父母がいる場合は、原則として父母（2 名）が家計支持者となります。離婚等だけでは、父又は母のいずれか（1 名）を家計支持者とするケースに該当しない場合があります。必ず「家計支持者に係る Q&A」の該当箇所を参照してください。

（2）父又は母のいずれか（1 名）を家計支持者とするケース

家計支持者が父又は母のいずれか（1 名）となる主なケースは、以下となります。

・父又は母と死別している場合
・父母の離婚等により、父又は母と申込者本人は別生計となっている場合
・父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない場合

ただし、以下のケースでは、家計支持者は 2 名となります。

・申込者本人が未成年であり、父母が離婚した場合で、例えば、親権のない母と同居し、親権者である父と別居している場合は、家計支持者は親権者を含めた父母（2 名）です。

・離婚した（又は死別により）父又は母が再婚（事実婚を含む）し、申込者本人と再婚相手が同一生計の場合は、家計支持者は父又は母とその再婚相手（2 名）です（養子縁組の有無は問いません）。

（3）父母以外の人（1 名）を家計支持者とするケース

・父母と死別し、親族から経済的支援を受けている場合
・父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により意思疎通ができず、親族から経済的支援を受けている場合
・父母が離婚し、親族から経済的支援を受けている場合
・申込者本人が結婚しており、配偶者に扶養されている場合

（4）申込者本人を家計支持者（独立生計者）とするケース

・社会的養護を必要とし、18 歳となるまで所定の施設等に入所（又は養育）されている（いた）場合
・父母と死別等し、親族から経済的支援を全く受けていない場合
・父母・祖父母ともに死別し、兄弟姉妹から経済的支援を全く受けていない場合
・暴力等からの避難により父母と別居している場合
・父母が離婚し、父母と連絡が取れず、申込者本人が学費・生活費を負担している場合
・申込者本人が結婚しており、自身の配偶者を扶養している場合

※（1）以外の家計支持者の場合、必ず詳細な説明を申込書に記載すること。

※ なお、財団が必要と認める場合には、当該事実を確認することができる書類の提出を求めることがあります。